

第

問

第1. 甲の罪責

1. 新栄開発部の部屋に入った行為 ← 長い

(1). かかる行為について建築物侵入罪(刑法(以下、法令省略)130条前段)が成立しないか。

(2). 「侵入」とは、管理権者の意思に反し立ち入りをするをいう。ここでいう管理権者に甲は含まれないか問題となる。

確かに甲は、12月3日までの約2年間、A社の新栄開発部の部長として業務に従事していた。しかし、同月3日付で財務部経理課に所属が変更されている。A社の各部署は、互いに他の部署から独立した部屋で業務を行っていることには鑑み、甲は、もはや、新栄開発部の部屋を管理権者とは言いえない。

従って、甲は管理権者に含まず、管理権者は現在新栄開発部に所属する者をいう。

(3). そして、新栄開発部の者は、新栄の書類を持ち出す目的で同部屋に入ることを見かねて好意から、管理権者の意思に反し立ち入りか否か否かといふ。

(4). 従って、甲の上記行為は、~~建造~~建築物侵入罪が成立した。

2. 新栄の書類を持ち出した行為

(1). かかる行為について、^{甲が}窃盗罪(235条)が成立^しるか、業務上横領罪(253条)が成立^しるか。誰に占有が帰属するか問題となる。

7. 誰に占有が帰属するかは、その物を業務上管理し得る地位にあるか、占有の意思があるか等を総合的に考慮して判断する。

1. 確かに甲は、2週間ほど前まで、新栄開発部の部長として、~~A社の新~~

第

問

1 業の書類を管理する業務に専ら従事している。しかし、12月3日付17の所
2 属変更に伴い、同日、新業開発部の後任の部長に11を継承する。新
3 業の書類が入っている金庫の暗証番号も伝えている。A社の各部署が互に
4 12 他人の部から独立した部屋で業務を行っていることは確かである。同日以降は、上
5 記引を継承した上で後任の部長に管理を任せ、自己は、新業の書類を占
6 有する意志がその時点でなくなっているといえる。

7 9. 従って、占有は後任の部長に移るといえる。他人の占有に対する侵害行為に
8 対して窃盗罪が成立していることになる。

9 12. 正解、7、以下では窃盗罪の成否を検討する。

10 13. 上記の通り、他人の物といえる。

11 7. 正解、新業の書類10枚が「財物」といえるか。

12 9. 右の紙で取った情報は、情報から化体であるものの、その情報から金銭に
13 授けられるものは重要なものである場合、財物性から認められると解する。

14 9. 本件では、新業の書類はA社の新業開発チームが作成した新業の
15 製造方法が記載された書類であり、未だ世に出していない新業の製造方法
16 情報は金銭に授けられるものは、重要なものであるといえる。

17 従って、新業の書類は「財物性」を有するといえる。

18 (4) 既、甲は、持ち出した新業の書類を2に渡し、乙から300万円を支払
19 入し、乙の勤務先会社に転職すると約束し、上記行為を及ぼしているため、
20 当該取得の意思 権利を排除する意思、経済的用途に従い、利用処分
21 意思が認められるから、不法取得意思が認められる。

22 是より、本件は、甲の行為の結果、発生を認識しているから故意も認められる。

23 (5). 従って甲の上記行為は窃盗罪が成立する。

問

(b). 從記.  の上記行為は強盜致傷罪が成立した。

第 問

第2. 29 罪査

1. 乙は、甲の新薬の製造の持出し行為について、依頼を以てしていることから、甲の持出し行為について共同正犯(60条)が成立しない。

11) ~~共同正犯~~ 共同正犯は、相互に利用し、補充し合う関係にある者正犯に
対して認められ、必ずしも、共同して実行する必要はない。失議共同正犯も成立し
る。そして、失議共同正犯が成立するは、①失議と②失議に基づく実行を
満たす必要があり、失議は、意思の連絡と正犯意思から成る。

(2) 本件: 乙は、甲の製造の持出しを頼み、これを知り、甲は承諾しているか
ら、意思の連絡は取れ、乙は、その製造を乙が働く会社で商品の開発
材料として活用することを目的としており、正犯意思も認められ、失議も認
められる。そして、この失議に基づいて ~~共同正犯~~ 中は、製造の持出しを目的とし
るため、共同正犯は認められる。

2. また、乙は、甲が業務者としての地位を以てして持出し行為をして
いると思われ、乙は、業務上横領罪が甲に成立すると思われ、(乙は
実際に成立しないのは窃盗罪である。

(1) そこで、共犯の錯誤の問題について、~~共同正犯関係が否定される~~か。

(2) ~~失議~~ ~~共同正犯~~ 共同正犯に錯誤の問題は、~~あり~~ 場合、つまり、自己の思
うてい犯罪事実と結果とに発生した犯罪事実が異なる場合、共犯
関係は認められない。甲が原因である。しかし、本件は盗取や行為態
様に鑑み、全なり合 ~~い~~ 何の 限度内において共犯関係が
認められると解すべきである。

(3) 本件では、業務上横領罪も窃盗罪も、~~持出し~~ 製造の持出しという点
で異なる点はない。そして、保護法益も、~~他人の財産~~ ~~他人の~~ 他人の

1 財産という点で一致していることから、重なり合っていると考えられる。

2 単にその点で重なり合っていると考えられる。言葉の用法

3 窃盗罪と業務上横領罪は、10年以上の懲役という点で科刑が同じである。
4 窃盗罪は、50万円以下の罰金という他の点でも異なるから、窃盗罪の範囲
5 いずれにせよ、この点で一致していることから、窃盗罪の範囲で共同正犯が認められる。
6

7 第3. 従って、2には業務上横領罪、窃盗罪の共同正犯の成立
8 がある。

9 第3. 丙の罪量

10 1. 丙が待合室の甲の財布を所持して交差した行為について、窃盗罪
11 が成立しないから

12 (1). 丙は、甲の財布を所持して、甲の占有が及んでいるといえるから、

13 甲の占有がないと他人の占有を自己の占有に移転させているといえないから、
14 窃盗罪は成立しない。

15 (2). 占有が及んでいるかは、占有意思と時間的場所的接続性によって判断
16 される。

17 (3). 本件では、自動販売機に、甲は、自動販売機に印符を置いた。

18 財布のみ、カバンから取り出し、待合室のカバンに置いておいたことか

19 ら、単に忘れたというだけではなく、意図的にそこを置いておいた

20 といえることから、依然として占有意思は存在するといえるから、

21 自動販売機と待合室の距離はわずか20メートルしか離れてお

22 り、甲が印符を置いた行為から、甲は、2分以内の間に、2分

23 の間に、甲は、甲の占有が及んでいるといえるから、

24 従って、甲は、甲の占有が及んでいるといえるから、

第

問

1	そのため、丙は、甲の金庫を盗取し出したことにより、他人の占有を自己
2	に移転させたことにより、 窃盗罪 他人の財物を盗取したといえる。
3	15) 以上、丙は、逮捕を拒絶し、留置施設に入らんとする旨を甲の金庫
4	を盗取したことに至るまで、不法取得の意思がないことは、
5	甲、不法取得の意思は、 毎 他人の占有を排他的に支配する意思と経済的
6	団体の従って利用処分する意思が、 目的 適合している。
7	1. 持ち出した行為自体は排他的支配意思が、 目的 適合している。しかし、甲
8	の金庫を盗取したことは、甲の金庫を売却したり、使用したりする目的
9	ではなく、これをもちて事案にいう逮捕を拒絶し、 留置施設に入らんとする旨を
10	留置施設に入らんとし、 このことにより とて持ち出したことにより、
11	利用処分する意思が、 目的 適合している。
12	う。従って、丙は、不法取得の意思がない。
13	16) 以上、丙は、上記行為により、何も成立しない。
14	第4. 罪数、
15	1. 以上より、甲は、①建築物侵入罪、②窃盗罪、③強盗致傷罪が成立し、
16	①と②は、 手続 結果の関係にあるが、 常 常連犯(54条但書)となり、②
17	は併合罪(45条前段)となる。
18	2. 2は、窃盗罪の共同正犯が成立し、 この罪を犯す
19	3. 丙は、何ら罪を犯していない。
20	
21	以上
22	
23	